#### 産業保安に関する行政手続きの審査基準等

産業保安(ガス、火薬、猟銃等、電気)に係る申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分の処分基準については、以下のとおりです。

当課では、なるべく、この標準処理期間内に事務処理を行うよう努めておりますが、標準処理期間は申請の処理に当たっての「通常要すべき」目安を定めるものですので、複雑な申請や慎重な判断を要する等の場合は、必ずしも標準処理期間内に審査を完了しないこともありますので、あらかじめご了承ください。

#### 備考

- ○標準処理期間には、次の日数は含まれておりません。
  - ・日祝日、年末年始の閉庁日
  - 書類が不備で申請者が差し替え書類を提出されるまでの日
- 〇標準処理期間とは、許認可、登録等の申請が京都府の事務所に到達してから当該 申請に対する処分をするために通常要すべき標準的な期間のことです。

## 1 審査基準及び標準処理期間

- 〇高圧ガス保安法
- ○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
- 〇火薬類取締法
- 〇武器等製造法
- ○電気工事業の業務の適正化に関する法律
- 〇電気工事士法

別表のとおり

#### 2 不利益処分の処分基準

- 〇高圧ガス保安法
- ○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
- 〇火薬類取締法
- 〇武器等製造法
- ○電気工事業の業務の適正化に関する法律
- 〇電気工事士法

別表のとおり

# 産業保安に係る審査基準・標準処理期間及び処分基準の一覧表

## [高圧ガス保安法]

審査基準は法令等の基準のとおり、標準処理期間は下記のとおり設定。 処分基準は法令等の基準のとおりとする。

審査基準・標準処理期間

許認可等の事項	根拠条項	内 容
高圧ガス製造許可(コンビナート保安則適用)	5 — 1	標準処理期間 60日
高圧ガス製造許可(コンビナート保安則以外	5 — 1	標準処理期間 30日
の適用)		
高圧ガス製造施設等変更許可	14-1	標準処理期間 30日
第1種貯蔵所設置許可	16-1	標準処理期間 30日
第1種貯蔵所設置等変更許可	19-1	標準処理期間 30日
製造施設・第1種貯蔵所完成検査	20-1,	標準処理期間 45日
(変更に係るものを含む)	20 - 3	
輸入高圧ガス検査	22-1	標準処理期間 45日
製造保安責任者免状、販売主任者免状の交付	29-5	標準処理期間 14日
・再交付		
保安検査	35-1	標準処理期間 45日
容器検査(超低温容器の場合)	44-1	標準処理期間 60日
容器検査(超低温容器以外の場合)	44-1	標準処理期間 30日
特別充てん許可	48-5	標準処理期間 20日
容器再検査	49-1	標準処理期間 14日
附属品検査	49の2-1	標準処理期間 14日
附属品再検査	49の4-1	標準処理期間 14日
容器検査所の登録及び更新登録	50-3	標準処理期間 30日
容器に充てんするガス種又は圧力の変更に係	54-2	標準処理期間 30日
る刻印等		
指定完成検査機関の指定	58の18	標準処理期間 30日
指定完成検査機関の指定の更新	580200	標準処理期間 30日
	2-2	
指定完成検査機関の業務規程の認可	58023-	標準処理期間 30日
	1	
指定輸入検査機関の指定	580300	標準処理期間 30日
	2 – 1	1 - 1/2 to
指定輸入検査機関の指定の更新	580300	標準処理期間 30日
	2-2	155 Mr. ha am 115 C =
指定輸入検査機関の業務規程の認可	580300	標準処理期間 30日
	2-2	
指定保安検査機関の指定	580300	標準処理期間 30日
	3 – 1	
指定保安検査機関の指定の更新	580300	標準処理期間 30日
	3 – 2	
指定保安検査機関の業務規程の認可	580300	標準処理期間 30日
	3 – 2	

22.7 圣华										
計	認	可	等	の	事	項	根	拠	条	項
第1種製造者(	の許可の取	刈消し					9			
第1種製造者(	の施設等の	)基準证	<b>適合命</b> 令	<u></u>			1 1	— <b>3</b>	3	
第2種製造者(	の施設等の	基準通	商合命令	<u> </u>			1 2	2 — 3	3	
第1種貯蔵所	及び第2種	貯蔵所	<b>斤の基準</b>	<b>基適合</b> 命	令		1 5	5 — 2	2	
第1種貯蔵所	及び第2種	貯蔵所	斤の位置 かんりゅう かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かん	置等の基	<b>基準適合</b>	命令	1 8	3 — 3	3	
販売業者の周	知の改善勧	告					2 (	の 5	5 — 2	2
販売業者の販	売の方法の	)基準证	商合命令	<u> </u>			2 (	の 6	<u>3 — 2</u>	2
輸入高圧ガス	等の不合格	括置台	令				2 2	2 — 3	3	
特定高圧ガス	肖費者の基	<b>準適台</b>	合命令				2 4	<b>の</b> 3	3 — 3	3
危害予防規程(	の変更命令	ì					26	5 — 2	2	
危害予防規程(	の遵守命令	等					26	<del>5</del> — 4	ļ	
保安教育計画	の変更命令	ì					2 7	' — 2	2	
保安教育計画	の実行勧告	等					 2 7	' — 5	5	
製造保安責任	者免状又は	販売主	E任 <mark>者</mark> 免	を状のる	交付		 2 9	) — 4	ļ	
製造保安責任	者免状又は	販売主	E任者免	色状の近	<b>区納命令</b>	ĩ	3 0	)		
保安統括者等的	の解任命令	ì					3 4	ļ.		
高圧ガス製造	許可又は貯	蔵許可	丁の取消	肖し等			3 8	3 — 1		
業務停止命令							3 8	3 — 2	2	
緊急措置							3 9	)		
容器製造業者の	の基準適合	命令					4 1	<b>–</b> 2	2	
登録容器等製	<b>造業者の災</b>	⊱害防⊥	L命令				4 9	の3	3 0	
外国登録容器	等を輸入し	,た者へ	への災害	<b>§防止</b> 台	令		4 9	の3	3 5	
容器検査所の	検査の制限	Į					5 0	) — 4	ļ	
検査主任者の	解任命令						5 2	2 — 4	Ļ	
容器検査所の	登録の取消	し等					5 3	}		
不合格容器の	くず化等の	)処分台	令				5 6	<del>5</del> — 1		
不合格附属品的	のくず化等	₹の処タ	合命(				5 6	<del>5</del> — 4	Ļ	
指定完成検査	幾関の業務	弱規程₫	つ変更の	令			5 8	の 2	2 3 -	- 3
指定完成検査	幾関の完成	対検査を	生実施す	ける者₫	D解任命	ì令	5 8	の 2	2 7	
指定完成検査	幾関の適合	命令					5 8	の 2	2 9	
指定完成検査	幾関の指定	三の取消	肖し等				5 8	<b>の</b> 3	3 0	
指定輸入検査	幾関の業務	弱規程ℓ	つ変更命	令			58	の3 C	)の2-	-2
指定輸入検査	幾関の保安	検査を	生実施す	tる者の	)解任命	î令	 58	<b>თ</b> ვი	<u>න</u> 2-	-2
指定輸入検査	幾関の適合	命令					 58	<b>თ</b> ვი	<u>න</u> 2-	-2
指定輸入検査	幾関の指定	の取消	当し等				 58	<b>თ</b> ვი	<u>න</u> 2-	-2
指定保安検査	機関の業務	я規程 <i>0</i>	変更の	<u>——</u> 令			 58	<b>თ</b> ვი	<del>ග</del> 3-	-2
指定保安検査	幾関の保安	検査を	実施す	する者の	)解任命	î令	 58	<b>თ</b> ვი	თ3-	-2
指定保安検査	幾関の適合	命令					 58	<b>თ</b> ვი	<u>ග</u> 3-	-2
指定保安検査	幾関の指定	の取消	当し等				 58	の3 C	თ3-	-2

# [液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律]

審査基準は法令等の基準のとおり、標準処理期間は下記のとおり設定。 処分基準は法令等の基準のとおりとする。

審査基準・標準処理期間

許認可等の事項	根拠条項	内:	容
液化石油ガス販売事業の登録	3 – 1	標準処理期間	30日
液化石油ガス販売事業者の謄本の交付又は閲	3 Ø 2 – 3	標準処理期間	2 1 日
覧			
保安機関の認定	29-1	標準処理期間	30日
保安機関の認定の更新	32-1	標準処理期間	30日
一般消費者等の数の増加の認可	33-1	標準処理期間	30日
保安業務規程の認可、変更認可	35-1	標準処理期間	30日
液化石油ガス販売事業者の認定	35 <i>0</i> 6−1	標準処理期間	30日
貯蔵施設等の設置の許可	36-1	標準処理期間	30日
貯蔵施設等の変更の許可	37の2-1	標準処理期間	30日
貯蔵施設等の完成検査	37の3-1	標準処理期間	45日
充てん設備の許可	37の4-1	標準処理期間	30日
充てん設備の変更許可	3704-3	標準処理期間	30日
充てん設備の完成検査	3704-4	標準処理期間	45日
充てん設備の保安検査	37の6-1	標準処理期間	45日
液化石油ガス設備士免状の交付	3 8 Ø 4 − 1	標準処理期間	14日
液化石油ガス設備士免状の交付を受けること	3804-2	標準処理期間	14日
ができる者と同等以上との認定	-(3)		
液化石油ガス設備士免状の再交付又は書換え	38 <i>0</i> 4-5	標準処理期間	14日
交付			

許認可等の事項	根 拠 条 項
規格に適合しない液化石油ガスの販売の禁止	13-2
書面の交付又は再交付命令	14-2
貯蔵施設又は販売の方法の基準適合命令	16-3
供給設備の技術上の基準適合命令	1602-2
業務主任者等の解任命令	2 2
液化石油ガス販売事業登録の取消	2 5
液化石油ガス販売事業登録の取消又は業務停止命令	2 6
保安機関に対する改善命令	3 4 - 3
保安業務規程の変更命令	35-3
保安機関に対する基準適合命令	3502
保安機関認定の取消し	3503
消費設備の技術上の基準適合命令	3505
認定液化石油ガス販売事業者の認定取消し	35010-1
	35010-2
充てん事業者の技術上の基準適合命令	3705-3
貯蔵施設、特定供給設備若しくは充てん設備の許可の取消又は使用	3707
停止命令	
液化石油ガス設備士免状の返納命令	3804-4

# [火薬類取締法]

審査基準は法令等の基準のとおり、標準処理期間は下記のとおり設定。 処分基準は法令等の基準のとおりとする。

審査基準・標準処理期間

許認可等の事項	根拠条項	内	容
製造許可	3	標準処理期間	60日
販売営業許可	5	標準処理期間	40日
製造施設等の変更許可	10-1	標準処理期間	20日
火薬庫の設置・移転許可、構造・設備の変更	12-1	標準処理期間	50日
許可			
火薬庫の所有又は占有義務の免除許可	1 3	標準処理期間	30日
製造施設・火薬庫の完成検査	15-1,2	標準処理期間	30日
譲渡・譲受許可	17-1	標準処理期間	40日
譲渡・譲受許可証の書換え	17-7	標準処理期間	20日
譲渡・譲受許可証の再交付	17-8	標準処理期間	20日
輸入許可	24-1	標準処理期間	20日
消費許可	25-1	標準処理期間	50日
廃棄許可	27-1	標準処理期間	20日
危害予防規程の認可、変更認可	28-1	標準処理期間	20日
保安教育計画の認可、変更の認可	29-1	標準処理期間	20日
多量の火薬類を消費する者の保安教育計画の	29-5	標準処理期間	20日
認可、変更の認可			
火薬類取扱保安責任者免状、製造保安責任者	31-3	標準処理期間	14日
免状の交付			
火薬類取扱保安責任者免状、製造保安責任者	31-7	標準処理期間	14日
免状の再交付、書換え			
製造施設、火薬庫の保安検査	35-1	標準処理期間	30日

許 認 可 等 の 事 項	根拠条項
火薬類の製造許可、販売営業許可の取消	8
製造施設、製造方法の改善命令	9 – 3
貯蔵の改善命令	11-3
火薬庫の構造等の改善命令	14-2
火薬類の譲渡、譲受の許可の取消	17-3
火薬類の消費の許可の取消	25-3
危害予防規程の変更命令	28-4
保安教育計画の策定者の指定	29-4
火薬類取扱保安責任者免状等の返納命令	31-5
製造保安責任者等の解任命令	3 4 - 1
取扱保安責任者等の解任命令	3 4 - 2
安定度試験の実施命令	36-2
火薬類の製造許可、販売営業許可の取消又は事業の停止命令	4 4
緊急措置の実施命令	4 5

# [武器等製造法]

審査基準は法令等の基準のとおり、標準処理期間は下記のとおり設定。 処分基準は法令等の基準のとおりとする。

# 審査基準 · 標準処理期間

許認可等の事項	根拠条項	内 容	
猟銃等の製造事業許可	17-1	標準処理期間(	60日
猟銃等の試験的製造許可	1 8	標準処理期間(	60日
猟銃等の販売事業許可	19-1	標準処理期間(	日06
猟銃等の種類の変更許可	2 0	標準処理期間	30日
工場等の移転許可	2 0	標準処理期間	30日

許	認	可	等	の	事	項		根拠条項
猟銃等の製造許	可、販売	事業評	す可の耳	汉消				20-1
猟銃等の製造設	備等の修	を理及で	が改善が	令				20-1
猟銃等の製造及	び販売事	業者0	)許可∉	り取消す	並びに事	業停止	.命令	20-1

# [電気工事士法]

審査基準は法令等の基準のとおり、標準処理期間は下記のとおり設定。 処分基準は法令等の基準のとおりとする。

### 審査基準 · 標準処理期間

許認可等の事項	根拠条項	内 容
電気工事士免状の交付、再交付、書換え交付	4 – 2	標準処理期間 21日
第1種電気工事士に係る知識及び技能の認定	4-3-(2)	標準処理期間 21日

### 処分基準

	許	認	可	等	の	事	項	根拠条項
電気工事士	免状の	交付の	拒否					4 — 5
電気工事士	免状返	納命令	•					4 – 6

# [電気工事業の業務の適正化に関する法律]

審査基準は法令等の基準のとおり、標準処理期間は下記のとおり設定。 処分基準は法令等の基準のとおりとする。

## 審査基準 · 標準処理期間

許認可等の事項	根拠条項	内	容
電気工事業者の登録	3 – 1	標準処理期間	2 1 日
登録電気工事業者の更新登録	3 – 3	標準処理期間	2 1 日
登録電気工事業者の登録証記載事項の訂正	10-2	標準処理期間	2 1 日
登録電気工事業者の登録証の再交付、訂正交	1 2	標準処理期間	2 1 日
付			
登録電気工事業者の登録簿謄本交付	1 6	標準処理期間	2 1 日

許	認	可	等	の	事	項		根拠条項
電気工事業者の	登録の指	否						6 — 1
電気工事の施工	の差止め	命令						17-2
自家用電気工事	のみの事	業開始	の延期	等の命	令			17の3
危険及び障害の	発生防止	措置の	実施命	令				27-1,
								27-2
登録・通知電気工事業者の登録の取消し又は業務の停止命令						28-1、		
								28-2